

高岡市長 あて

# 印鑑登録申請書

次のとおり、印鑑の登録を申請します。

登録番号					登録する印鑑	
登録申請者	住所	高岡市				
		方書				
	フリガナ					
	氏名					
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	電話番号	- -

※あなたが代理人の場合は、下欄にも記入してください。(裏面の代理人選任届が必要です。)

代理人	住所					
		方書				
	氏名					
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	電話番号

※保証書は、必ず保証人が記入してください。詳しくは裏面注意事項「3」を参照ください。

保証書	上記の申請者は、本人に相違ないことを保証します。					登録してある印鑑
	保証人	住所	高岡市			印鑑登録番号
			方書			
	氏名					
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日		

## 事務処理欄

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証	発行機関			照会	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	発行番号				
	<input type="checkbox"/> パスポート	発行/期限年月日	年	月	日	再登録
	<input type="checkbox"/> 在留カード					
	<input type="checkbox"/> 保証書					
	<input type="checkbox"/> 照会・回答書	回答期限	令和	年	月	日
	回答年月日	令和	年	月	日	

受付	入力・照合	交付	原票整理	登録証受領サイン

## 【登録申請の注意事項】

- 1 15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、印鑑の登録はできません。
- 2 この申請書は、登録申請者が自ら記入し、登録する印鑑を持参してください。  
やむを得ず代理人に委任される場合は、下記の「代理人選任届」が必要です。
- 3 登録申請者が自ら申請する場合で、次のいずれかの書面を提示（提出）されたときは即日登録し、印鑑登録証をお渡しできます。
  - (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼付したもの
  - (2) 本市で印鑑登録している人が保証人となる保証書
- 4 登録申請者自らの申請であっても、上記「3」の書面の提示（提出）がない場合及び代理人による申請の場合は、本人確認及び本人の意思確認のため、照会書を郵送し、その回答書を持参されたときに登録となり、印鑑登録証をお渡しできます。
- 5 登録できない印鑑がありますので、注意してください。

※この代理人選任届(委任状)は必ず登録する本人がすべて記入し、署名してください。

### 代 理 人 選 任 届

代 理 人	住 所	
		方書
	氏 名	
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日

私は、上記の者を代理人に選任し、印鑑登録の申請の権限を委任したのでお届けします。

令和 年 月 日

高岡市長 あて

氏 名 \_\_\_\_\_